

しがのふるさと応援隊事業 農山村デュアルライフプログラム対象者選定要領

1 目的

この要領は、令和7年度しがのふるさと応援隊事業の農山村デュアルライフプログラム対象者を選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 選定数

各地域1組（高島2地域で計2組）

3 選定面談・協議

選定面談は、申込のあった順に順次選定を行うものとする。面談には、滋賀県農政水産部農村振興課、受託業者、受入地域のキーパーソンの方が出席するものとし、オンラインで実施する。面談終了後、面談後、申込者が退出した後、審査員の協議を行い、5の選定基準に基づき各申込者の点数を合議により決定する。

4 選定にあたって重視する点

- (1) 受入地域や本県農山村地域への移住に対する本気度・熱意
- (2) 地域が求めている人物像であるか
- (3) プログラム期間中、テレワーク等を活用して仕事をする事が可能か
- (4) 週末などを利用して、地域活動や農業体験に参加できるか
- (5) 参加者自らが SNS 等により情報発信できるか

5 選定基準

審査項目1～5について、「5・4・3・2・1」の絶対評価で点数をつける（5：十分満たしている、4：ほぼ満たしている、3：普通である、2：やや不足している、1：不足している）。

審査項目	重みづけ	最大評価点
1 受入地域や本県農山村地域への移住に対する本気度・熱意	×5	25
2 地域が求めている人物像であるか	×5	25
3 プログラム期間中、テレワーク等を活用して仕事をする事が可能か	×4	20
4 週末などを利用して、地域活動や農業体験に参加できるか	×4	20
5 参加者自らが SNS 等により情報発信できるか	×2	10
合計	-	100

評価点の総合点が最も高かった者を参加者として選定する。総合点が同点の者が複数あった場合は、審査項目1と2の合計点が上位の者を参加者として選定する。それでもなお同点であった場合は、地域のキーパーソンの方が選ぶ申込者を参加者として選定する。